

養老町商工会便り



2024年6月
227号

◇通常総代会を開催

5月22日(水) 商工会館にて第63回養老町商工会通常総代会が開催されました。

当日の提出議案は、

- 1) 令和5年度収支更正予算(案)
- 2) 令和5年度事業報告並びに収支決算承認
- 3) 令和5年度労働保険事務組合会計収支決算承認
- 4) 令和6年度事業計画(案)並びに収支予算(案) 決定
- 5) 借入金最高限度額並びに取引金融機関承認
- 6) 役員候補の補欠選任について

以上6議案が上程され、第1号議案から第6号議案まで全て可決承認されました。



◇各支部が通常総会を実施

商工会支部(高田、日吉)は、令和6年度5月に通常総会を実施しました。

◇青年部・女性部通常総会

商工会館において、5月14日(火)に青年部、5月21日(火)に女性部の令和6年度通常総会が開催されました。

当日の提出議案は、

- 1) 令和5年度事業報告並びに収支決算承認
 - 2) 令和6年度事業計画(案)並びに収支予算(案)
 - 3) 任期満了に伴う役員選任について(女性部)
- 以上3議案が上程され、すべて原案どおり可決承認されました。

◇外国人労働者問題啓発月間

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。
～外国人雇用はルールを守って適正に～誰もが活躍できる職場づくりを進めましょう。

外国人(特別永住者等を除く)の雇入れ及び離職の際にはその氏名、在留資格などをハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆さんのご理解とご協力をお願い致します。

【問合せ先】

岐阜労働局職業対策課(電話:058-245-1314)

又は、最寄りのハローワーク

◇令和6年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請をいただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告することにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

【対象事業者】

下記の要件を満たしている事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【対象となる設備等】

- 機器・設備の導入
- 経営コンサルティング
- その他、生産性向上に資する設備投資・関連経費

(例)

- ・POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・顧客、在庫、帳簿管理システムの導入による業務効率化
- ・国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フローの見直し
- ・顧客管理情報のシステム化

※交付決定前に行った設備投資等は補助対象となりません。

【助成上限額】

助成の上限額及び助成率は最低賃金の引き上げ額(30 円以上、45 円以上、60 円以上、90 円以上)、引き上げる労働者数、事業場規模によって異なりますので詳しくは「厚生労働省ウェブサイト(業務改善助成金)」をご確認ください。

【申請期限】

2024 年 12 月 27 日(※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。)

【問合せ先】

業務改善助成金コールセンター

電話:0120-366-440

受付時間:平日 8 時 30 分～17 時 15 分

◇定額減税について

2024 年 6 月より、定額減税が始まります。減税対象者の所得税額および住民税の所得割額から、本人分と、同一生計配偶者(住民税では控除対象配偶者)・扶養家族分の合計額が控除されます。

以下に所得税の定額減税の概要を記します。

【所得税】

いつ:令和 6 年 6 月 1 日以後

対象者:令和 6 年分所得税の納税者である居住者で、合計所得金額が 1,805 万円以下の者。

控除額 本人:3 万円

同一生計配偶者:3 万円

扶養親族:1 人につき 3 万円

控除方法

①給与所得者:令和 6 年 6 月 1 日以後最初の

給与等の源泉徴収額から順次控除

②事業所得者:令和 6 年分の所得税の第 1 期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は、第 2 期分から控除。同一生計配偶者等の分は、確定申告または予定納税額の減額申請により控除。

◇DX セミナーの開催について

6 月 25 日(火)に商工会館にて、DX セミナーを開催します。セミナー内容は、講師の岩本氏を招き、「DX とは何なのか?」「何から始めたらいいのか」をわかりやすく解説します。「皆様のお仕事はどう変わるのか?」「これからの時代にどう変わっていかねばならないのか?」を身近な事例を交えながらお伝えします。詳しくは、養老町商工会の HP にチラシを掲載してありますのでそちらをご確認の上、当商工会にお問い合わせください。

商工会の実施した主な事業等

5.9 高田支部総会(商工会館)

5.13 日吉支部総会(わか山)

5.14 青年部総会(商工会館)

5.21 女性部総会(商工会館)

5.22 商工会通常総代会(商工会館)

今後の予定

6.19 女性部視察研修(神戸市)

発行:養老町商工会

TEL:32-0549 FAX:32-2862

E-mail:yourou@ml.gifushoko.or.jp

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」「IT 支援」など皆様のご相談に応じた支援を行っています。